

議員提出議案第3号

尼崎市議会委員会条例の一部を改正する条例について

尼崎市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年3月24日提出

尼崎市議会議員	土	岐	良	二
同	都	築	徳	昭
同	林		久	博
同	東	浦	小夜	子
同	藤	野	勝	利
同	辻		信	行
同	松	岡	洋	司
同	川	崎	敏	美
同	佐	野	剛	志

尼崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

尼崎市議会委員会条例（昭和60年尼崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号ア中「健康福祉局」を「福祉局」に改め、同号中イをウとし、アの次にイとして次のように加える。

イ 保健局の所管に関する事項

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（説 明）

尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例（令和5年尼崎市条例第6号）の制定に伴い、条例改正の必要を認めたので、本案を提出する。